

大分県報

平成二十八年
第二七九〇号
六月二十四日

（金曜日）

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	三
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	三
特定非営利活動法人の設立認証申請（二件）	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	四
道路区域の変更	四
道路の供用開始	四
県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託	五
競争入札参加者の資格に関する公示	五
一般競争入札の実施	六
県営土地改良事業計画の変更（三件）	八
正	八
誤	八
平成二十八年三月八日付け大分県報第二七六〇号に記載の大分県病院局管理規程中の訂正	八
平成二十八年三月二十五日付け大分県報第二七六五号に記載の大分県告示第百八十三号（救急病院等の認定）中の訂正	八
平成二十八年三月三十一日付け大分県報号外（三八）に記載の大分県規則第四十五号（大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則）中の訂正	九

告示

大分県告示第百五十三号

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
衛藤小児科医院	衛藤 元寿	別府市莊園一組一三	平二八・三・一
くろーばー薬局	株式会社大一薬品	別府市北浜二一五―八	〃
みょうばん薬局	有限会社別府よしむら	別府市鶴見一〇九二―五	平二八・四・一
愛アイクリニック	医療法人和	中津市蛭子町三丁目九	平二七・七・一
ふるた薬局中央町支店	有限会社古田薬局	中津市中央町二丁目五〇―一―三	平二八・四・一
有限会社白杵薬局豊田町支店	有限会社白杵薬局	中津市豊田町一丁目七三八	平二八・三・一
ワタナベ薬局殿町店	株式会社ワタナベ	中津市殿町一四二―二	平二八・四・一
医療法人鶴陽会岩尾病院	医療法人鶴陽会	日田市淡窓二丁目四―二九	平二八・五・一
医療法人豊堂岩尾整形外科病院	医療法人豊堂	日田市大字十二町字岸高五九五―一	〃
有限会社きたご調剤薬局	有限会社きたご調剤薬局	日田市中央二丁目六―四〇	平二八・三・一
有限会社淡窓調剤薬局上城内店	有限会社淡窓調剤薬局	日田市上城内町一―一二	平二八・四・一

平成二十八年六月二十四日

大分県報（告示）

株式会社喜久屋薬局津江店	株式会社喜久屋薬局	日田市中津江村大字栃野二九七〇―一二	〃	宇佐中央内科病院	医療法人徳和会	宇佐市大字江須賀四〇四六一	平二八・三・一
秋山医院	医療法人穂山会秋山医院	佐伯市向島二丁目一九―二一	〃	はたで眼科	医療法人昭仁会	宇佐市法鏡寺二〇五〇―一二	平二八・五・一
彦陽クリニク	社会医療法人小寺会	佐伯市大字戸穴三六二―一	平二七・七・一	佐藤レディースクリニック	大神正幸	宇佐市大字上田一〇六〇―一二	平二八・二・一
馬場内科クリニック	医療法人馬場内科クリニック	佐伯市長島町二丁目一三三―二	平二八・五・一	有限会社熊仁寿堂薬局	有限会社熊仁寿堂薬局	宇佐市大字尾永井二九三	平二八・三・一
つるみ歯科診療所	豊嶋寛司	佐伯市鶴見大字沖松浦二〇	平二八・四・一	有限会社さとう薬局	有限会社さとう薬局	宇佐市大字江須賀四〇四〇―七	〃
藤野循環器科内科医院	医療法人藤野循環器科内科医院	臼杵市大字二王座三四	平二八・五・一	ふたば薬局	株式会社こころ	宇佐市安心院町下毛二〇一七―一	平二八・四・一
永富調剤薬局市浜店	株式会社永富調剤薬局	臼杵市大字市浜六七〇―一	平二八・三・一	ふじしま内科	医療法人社団宣和会	豊後大野市三重町市場一二七	〃
有限会社新星薬局	有限会社新星薬局	臼杵市大字臼杵二九一―一	平二八・四・一	羽田歯科医院	清國祐紀	豊後大野市三重町市場一六七七	〃
有限会社かんだ薬局田町店	有限会社かんだ薬局	臼杵市大字臼杵字田町三〇七	〃	日本調剤緒方町薬局	日本調剤株式会社	豊後大野市緒方町馬場三〇四―一	〃
須小耳鼻咽喉科	須小毅	竹田市大字竹田五一八―四	〃	有限会社おのおの調剤薬局おがた店	有限会社おのおの調剤薬局	豊後大野市緒方町馬場三〇六―一	〃
道野医院	医療法人新生会	豊後高田市美和一八六九	平二八・三・一	九州調剤薬局緒方店	株式会社エス・ケー・ファーマシー	豊後大野市緒方町馬場三一五	〃
たかだ調剤薬局香々地店	株式会社たかだ調剤薬局	豊後高田市見目三九三〇―一	〃	ゆふ薬局	有限会社河野調剤	由布市湯布院町川上二九一五―一四	〃
大分県厚生連しおはま診療所	大分県厚生農業協同組合連合会	杵築市大字大内字塩浜七七〇―三四	平二八・四・一	有限会社友松薬局伊美店	有限会社友松薬局	国東市国見町伊美二七〇―一二	〃
たていし調剤薬局	株式会社たかだ調剤薬局	杵築市山香町大字立石一二六三―一一	〃	なのはな薬局	株式会社ビーズカンパニー	国東市武蔵町古市九〇―四	平二八・五・一
ジェイ・エイ薬局	株式会社JAIこの村	杵築市大字大内七七〇七―二	平二八・五・一	むさし調剤薬局	古城晋一	国東市武蔵町糸原二五四五―六	平二八・四・一

玖珠青野調剤薬局

株式会社ケンミ
字箱割一七一―一

大分県告示第三百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
衛藤 郁	えとう鍼灸接骨院	別府市鶴見四―二	平二八・一・二六
佐藤 優	あじむ整骨院・鍼灸院	一 宇佐市安心院町下毛二二六七一	平二八・四・一二

大分県告示第三百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
牧野 久子	別府市東荘園四―二	平二七・一〇・二七
新田 大介	佐伯市弥生大字門田二二四〇―二	平二八・二・二六

大分県告示第三百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成二十八年六月八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 リワーク
- 代表者の氏名
河野 美 昭
- 主たる事務所の所在地
豊後高田市払田七百六十番地一
- 定款に記載された目的

この法人は、多様な障がいを持つ人たちの社会参加の促進を図る為、様々な福祉サービスや就労支援活動を通して、個人の意向を尊重しつつ障がいを持ちながらも自立し、あたりまえに生活していけるような地域社会づくりに寄与することを目的とする。

大分県告示第三百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年六月十日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 チャレンジおおいた福祉共同事業協議会

三 代表者の氏名

丹 羽 和 美

四 主たる事務所の所在地

大分市大津町二丁目一番四十一号（大分県社会福祉協議会内）

五 定款に記載された目的

この法人は、平成二十年開催のチャレンジ！おおいた国体・チャレンジ！おおいた大会において共同事業に取り組んだチャレンジ！おおいた福祉共同事業協議会の経験を活かし、障がいがある方々の働くことへの理解と支援の啓発を県民に広く発信する。また、大分県下の障がい福祉現場における共同受注窓口組織を構築すると共に、障がい者福祉施設や小規模作業所が連携を高め組織的な事業振興を図ることで、障がいがある方々の仕事確保と工賃向上を目指すことを目的とする。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 総会に関する事項の変更
- 理事会に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第三百五十九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		前	後			
県道大田杵築線	杵築市大字船部字船部七七番五四地先から杵築市大字溝井字向一四八四番二〇地先まで	A	A	メートル 二二・〇 四・五	メートル 二、七五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B			
				メートル 二二・〇 四・五	メートル 二、七五〇・〇	
				メートル 二二・〇 四・五	メートル 二、七五〇・〇	
				メートル 二二・〇 四・五	メートル 二、七五〇・〇	

大分県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道大田杵築線	杵築市大字溝井字大平二八七三番二地先から杵築市大字溝井字堀ノ尻二四八一番三まで	平二八・六・二四

大分県告示第三百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 直 野 清 光

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下、「特定調達契約」という）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大気汚染常時監視テレメータシステム更新業務

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に

該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 業務実施に必要な要員を有していない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した場合

(七) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその

者、支配人又は営業所の代表者をいう）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(八) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業概要

(1) 自己資本額（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の決算時における自己資本の額をいう。）

(2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

(3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二〇七―一

3 申請の時期

平成二十八年六月二十四日（金曜日）から同年七月七日（木曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合はその後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

平成二十八年六月二十四日

大分県報（告示・公告）

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、またはその事実があった後二年間の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加することができない。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 一の1入札に参加することができない場合の(一)から(八)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

- 2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年6月24日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の種類

大気汚染常時監視テレメータシステム更新業務

- (2) 履行期間

契約締結日から平成29年2月28日（火）まで

- (3) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(4) 特定役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得た者であること。

(3) 平成23年4月1日以降に国又は地方公共団体と大気汚染常時監視テレメータシステム開発業務に関する契約を締結し、かつ、完了した実績を有する者であること。

(4) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

<p>(1) 申請の時期 平成28年6月24日(金)から同年7月7日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号(本館7階) 電話 097—506—2071 インターネットによる入手 大分県ホームページ http://www.pref.aita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局 大分県生活環境部環境保全課大気保全班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号(別館5階) 電話 097—506—3114</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県生活環境部環境保全課大気保全班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号(別館5階) 電話 097—506—3114 (2) 日時 平成28年6月24日(金)から同年7月7日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札参加資格の確認 入札を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を郵送(書留郵便に限る)または持参により、平成28年7月21日(木)までに4に掲げる契約担当部局に提出し、2に規定する競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。</p> <p>9 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県庁 別館9階入札室 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 提出期限 平成28年8月4日(木) 午後2時30分</p>	<p>ただし、入札書を郵送する場合は、4に掲げる契約担当部局に平成28年8月3日(水)午後5時までに必着すること。</p> <p>10 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁 別館9階入札室 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日時 平成28年8月4日(木) 午後2時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>11 入札保証金に関する事項 見積総額(消費税相当額を含む)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>12 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの。 (2) 入札に関する条件に違反したもの。 (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>14 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>15 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に係る関係のない職員</p>
--	--

に代わりたくじを引かせるものとする。

(3) 再度入札は2回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移
行し、又は手続を改めることとする。

16 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

(1) Nature of service required

Remodeling of the Oita prefectural air pollution telemeter monitoring system

(2) Bid submission deadline

August 4, 2016, 2:30 p.m.

(By mail : August 3, 2016, 5:00 p.m.)

(3) Contract fulfillment period

To be completed by February 28, 2017

(4) Contract fulfillment location

As described in the tender documentation and specifications

(5) Contact information

Air Quality Section, Environmental Preservation Division,

Life and Environment Department, Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-Machi, Oita City, 870-8501

TEL 097-506-3114

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営
佐伯地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備・暗渠排水）計画の変
更について、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所

変更後の県営佐伯地区中山間地域総合整備事業
（農業用排水施設整備・農道整備・暗渠排水）
計画の概要

平二八・六・二四から
平二八・六・二九まで

佐伯市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営
弥生第一地区農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備・鳥獣侵入防止施設
整備）計画の変更について、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所

変更後の県営弥生第一地区農村振興総合整備事業
（農業用排水施設整備・農道整備・鳥獣侵入防
止施設整備）計画の概要

平二八・六・二四から
平二八・六・二九まで

佐伯市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営
弥生第二地区農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備）計画の変更につい
て、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所

変更後の県営弥生第二地区農村振興総合整備事業
（農業用排水施設整備・農道整備）計画の概要

平二八・六・二四から
平二八・六・二九まで

佐伯市役所

○正 誤

平成二十八年三月八日付け大分県報第二七六〇号に登載の大分県病院局管理規程中の訂正

ページ 段

行

誤

正

一 上

左から八 第一号

第四号

平成二十八年三月二十五日付け大分県報第二七六五号に登載の大分県告示第百八十三号
（救急病院等の認定）中の訂正

ページ 段

誤

正

一 下 平三〇・三・一〇 平三一・三・一〇

平成二十八年三月三十一日付け大分県報号外(三八)に登載の大分県規則第四十五号(大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則)中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	下	右から七	組合員等	組合員等の
一	下	右から八	という。	という。の

平成二十八年六月二十四日

大分県報(正誤)